

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

株式会社 山下設備

住所

〒636-0113 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

フリガナ 代表者氏名

代表取締役 山下和夫

電話番号

TEL 0745-74-2789

FAX番号

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

株式会社 山下設備

氏名又は名称

〒636-0113 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

住

所

代表者氏名

代表取締役 山下和夫

TEL 0745-74-2789



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 山下設備		
住 所	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 山下和夫		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の名		代表取締役 山下和夫 取締役 山下悦子	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

株式会社 山下設備

氏名又は名称 〒636-0113 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南1丁目1番26号

住 所 代表取締役 山下和夫

代表者氏名 TEL 0745-74-2789



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号
株式会社山下設備

会社法人等番号	1500-01-007203	
商号	株式会社山下設備	
本店	奈良県生駒郡斑鳩町大字法隆寺1120番地	
	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号	昭和61年11月4日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和56年5月11日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水、衛生工事冷暖房装置、厨房設備汚水浄化装置工事の設計及び施行。 2. 住宅設備機器の販売 3. 土木工事業 4. 建築工事業 5. とび、土工工事業 6. 石工事業 7. ほ装工事業 8. しゅんせつ工事業 9. 前各号に附帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	5万6000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当会社の承認を要する。 平成28年6月1日変更 平成28年6月9日登記	

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南一丁目1番26号
株式会社山下設備

役員に関する事項	取締役 山下和夫	平成26年 6月16日重任
		平成26年 9月 2日登記
	取締役 山下悦子	平成26年 6月16日重任
		平成26年 9月 2日登記
	奈良県生駒郡斑鳩町龍田南二丁目4番34号 代表取締役 山下和夫	平成26年 6月16日重任
		平成26年 9月 2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 4月26日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 9月 7日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

